

# 仕 様 書

## 1 業務内容

本業務は、貯水槽の清掃・消毒・水質検査・貯水槽関連設備装置類等の点検整備を行うことにより、貯水槽水道の水の安全衛生を確保することを目的とし、建築物衛生法施行規則第4条第1項、同第2項、水道法施行規則第55条等関係諸法規に基づいて実施するものであり、その内容は次のとおりとする。

### (1) 貯水槽の清掃及び消毒

ア 作業対象の貯水槽・給食場貯水タンク

別表のとおり

イ 作業手順

貯水槽清掃消毒業務実施要項のとおり

### (2) 水質検査

ア 受注者は、貯水槽の清掃及び消毒作業完了後、次の検査（(イ)の検査については簡易専用水道に限る。）を行うものとする。

#### (ア) 水質検査

水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）の表の上欄に掲げる事項（一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、p h値、味、臭気、色度、濁度）について、厚生労働大臣が定める方法等によって検査を行う（検査は給水系統の代表的な末端の給水栓から採水して行うものとする）。

#### (イ) 簡易専用水道の検査

水道法第34条の2第2項及び同法施行規則第56条に基づき、次の検査を厚生労働大臣の登録検査機関で受ける。

a. 施設の外観検査      b. 給水栓における水質の検査      c. 書類検査

イ 検査箇所

別表のとおり

## 2 業務実施上の留意事項

(1) 貯水槽清掃作業は、あらかじめ「受水槽清掃用臨時給水申込書」により所管の水道局営業所へ申請し、水道局の「承認証」の交付を受けてから行うこと。

(2) 受注者は、現場責任者として、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第7条第1項に規定する建築物環境衛生管理技術者免状を有する者又は貯水槽清掃作業監督者の有資格者を置くものとする。

(3) 貯水槽清掃作業に従事する者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号に規定する厚生労働大臣の定める研修を終了したものでなければならない。

(4) 受注者は、業務を実施するにあたり、高架水槽及び受水槽の清掃日は原則同日とし、業務実施日時について学校長と協議するものとする。

(5) 受注者は、健康体の者を従業員に選び、業務実施前に当該従業員の健康診断書（6か月以内の腸内細菌検査）の写しを発注者に提出するものとする。

また、受注者は、作業当日に下痢等、健康を害している者は作業に従事させない等の厳重な健康管理を行うものとする。

(6) 受注者は、作業中の事故に注意し、特に貯水槽内の換気を必ず実施するものとする。

(7) 受注者は、作業員に、毛髪が露出しない帽子・手袋・ゴム長靴を着用させ、作業前に次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液で作業衣、作業に使用する機器・用具等の消毒を行うものとする。

また、作業衣及び作業に使用する機器・用具は清掃専用のものですること。

- (8) 受注者は、貯水槽の壁面等に付着した物質及び浮遊物質並びに沈殿物質の除去は、壁面等の材質に応じ、適切な方法で行い、壁面等を損傷しないように注意しなければならない。また、洗浄に用いた水を完全に排除すること。
- (9) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (10) 従業員の安全衛生に関する管理について、現場責任者が責任者となり、関係法令に従って行うこと。
- (11) 業務の実施に当たって、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めること。
- (12) 業務を行う場所若しくは周辺に第三者が存する場合又は立ち入るおそれがある場合には、危険防止柵等必要な措置を講じ、事故防止に努める。措置を講じた場合は、学校長に報告し、了承を得ること。
- (13) 水漏れなどにより緊急の修繕工事が入った場合には、工事日程に合わせて清掃するものとする。また、水漏れなどにより、清掃等を取りやめざるを得ない場合は清掃等を取りやめるものとし、その金額を減額するものとする。
- (14) 受注者は、水質検査の結果が水質基準に適合しなかった場合は、貯水槽清掃に起因するものか確認するため、末端給水栓及び貯水槽の水を採水し、再検査を行い、再検査の結果が水質基準に適合しない場合は、原因を調査し、必要な措置を講じるものとする。

### 3 報告

- (1) 受注者は、業務完了後、発注者が別に定める業務実施報告書を作成し、学校長（学校長が不在の場合は教頭）の確認印を受けて発注者に提出するものとする。なお、この報告書には、水質検査及び法第34条の2第2項に基づく検査（簡易専用水道の検査）の結果報告書を添付すること。また、各校の不良箇所・修繕を要する箇所、水質検査の指摘事項及び簡易専用水道の検査の指摘事項について、これを集約・抜粋のうえ、一覧表を作成・添付すること。
- (2) 受注者は、貯水槽の清掃及び消毒作業に関し、貯水槽ごとに、作業工程（作業前・作業中・作業後）写真<画像不鮮明、ピントの合っていないもの等は不可。デジタルカメラによる写真は可。作業前、作業後についてコンクリート製貯水槽は内面6面を撮影、その他の貯水槽は対角線上に2枚撮影するなど全体が確認できるよう撮影すること>を撮影して、発注者に提出するものとする。
- (3) 受注者は、各貯水槽の改善箇所を学校長に報告するものとする。また、業務実施報告書、水質検査及び法第34条の2第2項に基づく検査（簡易専用水道の検査）の結果報告書のコピーを各学校に提出するものとする。

### 4 その他

- (1) 受注者は、従業員の内から現場責任者1名を定め、責任者並びに従事者の氏名を発注者へ届け出るとともに、あわせて資格を有する書類の写しを提出するものとする。異動があった場合も同様とする。
- (2) 水質検査手数料・法第34条の2第2項に基づく検査（簡易専用水道の検査）手数料・貯水槽の清掃及び消毒作業に要する水道料、防虫網等簡易的なものの補修費は、受注者の負担とする。
- (3) 受注者の従業員は、学校教職員及び学校施設利用者等に対して、懇切丁寧に対応しなければならない。

## 貯水槽清掃消毒業務実施要項

- 1 作業直前に、貯水槽の外面の点検清掃、貯水槽の周囲の清掃を行うこと。高架水槽については、ルーフトレンの清掃を行い、水抜きをすること。
- 2 貯水槽の酸素の有無を確認し、空気の入れ換えを行うこと。
- 3 貯水槽内の排水を行うこと。
- 4 排水完了後、天井・壁・底の部分の清掃及び沈殿物の除去を行い、貯水槽内の清掃を行うこと。  
(蓋の裏側の清掃消毒も行うこと。)
- 5 貯水槽内部の漏水点検を行うこと。
- 6 貯水槽内の鉄の露出部分のサビを落とすこと。
- 7 貯水槽内の清掃後洗浄用に用いた水を完全に排除し、次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液を高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して消毒すること。
- 8 消毒液を散布して30分後、再度、貯水槽内の清掃を行うこと。
- 9 貯水槽内の水を完全に排除し、次亜塩素酸ソーダ50～100ppm溶液により、高圧洗浄機等を利用して噴霧により吹き付けるか、ブラシ等を利用して2回目の消毒をすること。
- 10 消毒を完了して30分以上経過後に洗浄し、洗浄水を排水後、貯水槽内に水張りを行う。漏水の有無及び各機器の正常な作動を確認すること。
- 11 清掃後、残留塩素、濁色度の測定をおこない異常の無いことを確認し、報告書に記載すること。
- 12 作業終了後、業務完了済証としてシール等を槽に貼付する。

※ 給食場貯水タンクについては、高圧洗浄機で貯水槽清掃に準じて清掃消毒するものとする。内部に入れない大きさの給食場貯水タンクについては、マンホール上部から高圧洗浄機で清掃消毒するものとする。